

通達甲（総．情．企１）第７号

平成１２年３月２７日

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

統合情報通信システム運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、統合情報通信システム運用要綱を制定し、平成１２年４月３日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第１ 制定の趣旨

警視庁警察情報管理システムの整備拡充により、警視庁本部、警察署等の相互通信を可能とした全庁的な情報通信基盤である統合情報通信システムを構築したことに伴い、同システムの運用管理の適正を図るため要綱を制定するものである。

第２ 制定の要点

- 1 統合情報通信システムの安全性を確保するため、ユーザID等の管理について定めた。
- 2 統合情報通信システムの主要機能である電子メール及び電子掲示板を適正かつ円滑に運用するために必要な利用上の留意事項について定めた。
- 3 統合情報通信システムに関する知識及び活用技術の向上を図るための教養等について定めた。

別添

統合情報通信システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、統合情報通信システム（以下、通称「けいしWAN」という。）を適正かつ円滑に運用するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

けいしWANの運用管理については、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監．総．情．企1）第8号）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電子メール（以下「メール」という。）とは、特定のあて先を指定してデータを送受信する機能を有するものをいう。
- 2 電子掲示板（以下「掲示板」という。）とは、ユーザの閲覧に供するためのデータを登録及び参照する機能を有するものをいう。
- 3 データベースとは、系統的に分類されたデータが登録蓄積されたものをいう。
- 4 ユーザとは、けいしWANにより提供される機能を利用するためのアクセス権限を有する者をいう。
- 5 ユーザIDとは、けいしWANのユーザを識別するためにユーザごとに付与した識別名で、英数字の組合せからなる文字列をいう。
- 6 パスワードとは、けいしWANのユーザが本人であるかどうかを検証するための英数字の組合せからなる文字列をいう。
- 7 不正アクセスとは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス行為その他の不正な手段により、ユーザ以外の者が行うアクセス又はユーザが行う権限外のアクセスをいう。
- 8 誤達とは、メールが誤ったあて先に送信されることをいう。
- 9 メールボックスとは、ユーザごとに設けられた送受信データを格納する電子計算機上の領域をいう。

第4 機能

けいしWANの機能は、次のとおりとする。

- 1 メール又は掲示板による情報の伝達
- 2 データベースの構築による情報の登録蓄積及び提供
- 3 その他、事務の効率化及び情報の共有化を図るため必要と認められる機能

第5 安全対策

1 ユーザID等の管理

- (1) 情報管理課長は、ユーザIDを業務上必要な職員及び部署に付与すること。

また、ユーザIDは、必要に応じて新設又は廃止するなど、管理の適正を図ること。

- (2) 所属長は、人事異動等により、ユーザIDが新たに必要となった場合又は不要の若しくは長期間使用されない場合は、情報管理課長（運用第二係経由）に連絡すること。
- (3) ユーザは、各自でパスワードを設定するとともに、適宜設定を変更するなど、パスワードの管理の適正に努めること。
- (4) ユーザは、人事異動等でユーザIDを後任者に引き継ぐ場合、各自で設定したパスワードを確実に解除すること。

2 不正アクセスの防止

- (1) アクセス履歴の記録等

情報管理課長は、不正アクセスを防止するため、必要に応じてプログラム及びデータに対するアクセス履歴を記録、保管すること。

- (2) 不正アクセスの防止措置

情報管理課長は、不正アクセスの疑いがあると認めた場合、直ちに事実の調査を行うとともに防止措置を講ずること。

第6 システムの利用

1 メールの利用

ユーザは、メールの利用に関して、次の事項に留意するものとする。

- (1) 件名は、内容や重要度を判断できるよう簡潔で分かりやすいものにすること。
- (2) あて先は、必要最小限にとどめるとともに、送信前に再確認するなど誤達防止に努めること。
- (3) データを送信する場合は、その容量が規定値以下であることを確認してから行うこと。

- (4) 受信状況の確認は、勤務開始時、勤務終了時等定期的に行うこと。
- (5) メールボックスは、その容量に制限があることから、不要なデータは削除すること。

2 掲示板の利用

ユーザは、掲示板の利用に関して、次の事項に留意するものとする。

(1) 掲示板の種別

掲示板の種別は、次のとおりとする。

ア 警視庁掲示板

警視庁掲示板は、全てのユーザが閲覧できるものであるから、全庁的な情報を登録すること。

イ 部掲示板

部掲示板は、部内の全てのユーザが閲覧できるものであるから、部内において必要な情報を登録すること。

ウ 方面掲示板

方面掲示板は、方面区内の全てのユーザが閲覧できるものであるから、方面区内において必要な情報を登録すること。

エ 所属掲示板

所属掲示板は、所属内の全てのユーザが閲覧できるものであるから、所属内において必要な情報を登録すること。

(2) 掲示板へのデータの登録等

ア 掲示板にデータを登録する場合は、その都度、登録所属の情報管理責任者の承認を得て行うこと。

イ 掲示期間は、登録するデータの内容に応じて指定すること。

第7 他のシステムとの接続

情報管理課長は、けいしWANと他のシステムを接続する場合、有効性の向上と安全性の確保に配慮するとともに、国際的な規格を採用し、システム相互の機能的な運用の確保に努めるものとする。

第8 教養等

- 1 情報管理課長は、けいしWANに関する知識及び活用技術の向上を図るための教養を随時行うとともに、ユーザからの質疑の内容を定期的に分析し、ユーザ支援のための諸

対策を講ずるものとする。

2 所属長は、安全性に配慮し、けいしWANの効果的な活用を図るものとする。